

## 令和4年9月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第74号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第75号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

議案第76号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第66号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第67号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第68号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明		
主 幹	江田 直也	主 事	清水 大輝	主事補	館内 敢

## 6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に瀬島吉明委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の館内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案第74号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり

議案第75号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり

議案第76号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり

報告第66号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第67号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第68号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和4年9月26日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第74号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第74号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆となっております。

所在につきましては、2 ページから 4 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は農振農用地となっており、〇〇〇〇は農振地域となっております。

面積が上から1,783 m<sup>2</sup>、1,996 m<sup>2</sup>、1,791 m<sup>2</sup>、717 m<sup>2</sup>の計6,287 m<sup>2</sup>となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は10,412.50 m<sup>2</sup>、

譲受人の経営面積は3,811.00 m<sup>2</sup>

となります。

申請事由は無償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇さんは、トラクター2台、軽トラック1台、草刈り機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め6名と記載されております。

主たる経営作物は、栗となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと3名満たしております。

また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が14,223.50 m<sup>2</sup>であり、要件を満たしております。

事務局からは以上です。

8番委員

先日〇〇〇〇さんに会って話をしたところ、〇〇〇〇さんの専業は不動産業ですが、不動産業のかたわら栗を植えて管理しているそうです。今回の申請地も見てきましたが、耕耘されており、何ら問題ないと思います。ご審議のほうよろしく願います。

会長

何か意見ございませんか。

4番委員

こちらの件は、親子間での事由であると伺っております。お父さんについては、現在農業経営を行っているとの話があったのですが、息子さんに関しては、経営の実態はあるのか。

8番委員	息子さんも栗の木を管理しております。
会長	他に何か意見ございませんか。
9番委員	世帯は別ということですか。
8番委員	一緒に住んでいます。
9番委員	一緒に住んでいてなぜ経営権を譲渡するのか。
会長	生前贈与です。
9番委員	生前贈与ですか。 わかりました。
会長	他に何か意見ございませんか。 異議なしの声がありましたので、許可とします。  議案第75号番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、事務局より説明いたします。 議案第75号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。 こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。 5ページをご覧ください。 番号1につきましては、 所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、 同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇 〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じ く〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計17筆となっております。 所在につきましては、7ページの案内図をご覧ください。 5ページに戻ります。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。  
面積が上から522㎡、1,138㎡、686㎡のうち203㎡、2,243㎡、  
1,192㎡のうち817㎡、1,062㎡、1,513㎡、115㎡、1,152㎡、  
2,155㎡、732㎡のうち215㎡、1,969㎡、1,195㎡、111㎡、  
1,192㎡、948㎡、1,283㎡のうち723㎡の計17,273㎡  
となっております。  
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
納税猶予の証明日は平成15年10月17日となっております。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 過日〇〇〇〇さん宅へ伺い現地の方を確認してまいりました。  
現地においては、すべての畑において適切に管理されているのを確認して  
おります。  
現在は、大根を蒔きこんでいる時期でこれからの冬作に向けての準備等で忙  
しんでいる最中でした。適切な管理をしているものと私は判断します。以上  
です。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 確認させてください。  
それぞれ地番のうち一部となっているものもあるが、これはどういう意味か。

事務局 当時の〇〇〇〇さんの納税猶予の申請書類を見て、本人の意向で一部納税猶予  
をはずして申請が出ているのを確認しています。また、現地を見たときに、本人  
の方から自宅の辺りについては納税猶予をはずしているという話を聞いております。

1番委員 例えば、〇〇〇〇の一部とかありますよね。それは公図上で一部というのはここ  
であるなど示されているのか。

事務局 申請書の中では、公図みたいなものに何mという記載があるので、測っているも  
のだと思います。

4番委員

もうちょっと補足させていただきます。

本人からもその話題が私の方に出ました。その際、〇〇〇〇さんがおっしゃるには、納税猶予を本来であれば全部受けてもよいのですが、一部については、相続税を払うということで、ごく一部では納税猶予を受けないという選択をしたという話を伺っております。

会長

他に意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第76号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

8ページをご覧ください。

議案第76号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計14筆となっております。

所在につきましては、9ページから21ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、〇〇〇〇と〇〇〇〇が農振地域、それ以外の12筆は農振農用地となっております。

面積は上から1,782㎡、2,154㎡、258㎡、620㎡、1,437㎡、

2,206㎡、2,716㎡、2,673㎡、2,527㎡、2,535㎡、

2,088㎡、1,451㎡、3,403㎡、3,959㎡の計29,809㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年1月9日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

また、被相続人と相続人は、養子縁組をしており被相続人から見た相続人の続柄は養子となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日〇〇〇〇と一緒に〇〇〇〇さんのお宅に話を伺ってきました。  
〇〇〇〇さんは、被相続人からみた孫養子にあたります。  
〇〇〇〇さんは、現在お勤めされていますが、土日を中心に年間百数十日は農業に従事しておりまして、今後は当然退職されて、農業に専従し、いずれは経営の主体となって、お父さんであります〇〇〇〇さんの後を継ぐ予定であることをおっしゃってありました。  
相続税の納税猶予の適格者証明に問題ない案件と思いますが、審議の方をお願いします。  
何か意見ございませんか。

4番委員 相続人に関して、年間従事日数など、そういったものは農業委員会に資料などは出ていますか。

事務局 毎年行っている利用状況調査で確認しております。年間100日です。  
また、ご参考までにお伝えしますが、今年の調査書で経営主のところ〇〇〇〇さんにチェックをしていましたので、事務局としても経営主としての記載もあることも確認しております。

4番委員 要件として満たしているということですか。

事務局 納税猶予を受けるには、必ずしも経営主でないといけないということもなく、家族経営としてやられていても問題ないということは税務署でも確認しております。

4番委員 ここに関しては問題ないと思うのですが、結構な面積でしたのでちょっと大丈夫かなど不安に感じて質問させていただきました。

会長 他に意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、適格者とします。  
  
つづいて議案第76号番号2の説明に移るわけではありますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「参与の制限」に当たりますので、この案件と報告第66号に関して、〇〇〇〇委員が当事者となりますので、一時退席をお願いいたします。

議案第76号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

22ページをご覧ください。

議案第76号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、23ページから26ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

面積は上から2, 273㎡、814㎡

の計3, 087㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和3年11月15日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員

先日〇〇〇〇の案件ですけども、〇〇〇〇の委員3人で〇〇〇〇さんの方に確認をしてみました。

非常に農業をするには、厳しいような所ですが、〇〇〇〇さんは今機械等を整備して、しっかりやっていくという話も出ていましたし、また、今現在しっかり耕耘されていて、いつでも作付けできるような状態となっております。問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

4番委員

こちらは市街化区域ですか。



会長 市街化区域です。

4番委員 周りは住宅に囲まれているのですか。

事務局 ○○○○さんの家の裏に関しては、○○○○さんの畑があるので、回りがすべて住宅というわけではないですけど、もう一つの○○○○の裏は、ほぼすべてが住宅です。

4番委員 わかりました。

会長 他に意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、適格者とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第66号についてご報告いたします。  
27ページをご覧ください。  
報告第66号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。  
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届出を行うことで設置することができます。  
また今回の報告案件は、届出人から当該農業用施設を設置しているとの相談があり、提出頂いた次第であります。  
番号1につきましては、  
所在が○○○○の計1筆で、  
面積は2,273㎡のうち6.50㎡、となっております。  
所在等につきましては、28ページから30ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。  
届出人は、○○○○、○○○○  
申請事由は、農業用進入路として受理済みです。  
報告第66号番号1について事務局より報告が終了しました。○○○○委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より○○○○委員にお伝えください。  
それでは、報告67号以降の報告を事務局よりお願いします。  
31ページをご覧ください。  
事務局よりご報告いたします。

報告第67号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となっております。

所在につきましては、32ページから35ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から1,534㎡、642㎡、282㎡の計2,458㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望はなしで受理済みです。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、36ページから37ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から534㎡の計534㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望はなしで受理済みです。

38ページをご覧ください。

報告第68号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

権利が所有権移転となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、39ページから40ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が1,834㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、重機・建設資材置場として受理済みです。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、41ページの土地利用計画図をご覧ください。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和4年10月25日

議長 鈴木 浩

署名委員 塩野 智恵

署名委員 瀬島 吉明